



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
8月15日
第436号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

- 告 示
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課) 1
- 公 告
 - 指定管理者公募公告(森林政策課、都市計画課) 2
 - 公共測量実施公告(監理課) 5
- 県 税 事 務 所 公 告
 - 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告(南部) 5
- 教 育 委 員 会 教 育 長 公 告
 - 指定管理者公募公告(生涯学習課) 6

告 示

滋賀県告示第325号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年8月15日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ショートステイサニープレイス彦根	彦根市三津町446番地1	社会福祉法人心暖まる会	彦根市三津町446番地1	短期入所	令和5.8.1	2510200781
短期入所栗東上砥山	栗東市上砥山2093番地2	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番3号	短期入所	令和5.8.1	2511200384
ウェルメント野洲	野洲市野洲1463-12	特定非営利活動法人ウェルメント	甲賀市水口町笹が丘1番地59	就労継続支援A型	令和5.8.1	2511300424
QUO, Yasu	野洲市北野一丁目6-1	株式会社クオリード	大津市石山寺三丁目13番5号	就労継続支援B型	令和5.8.1	2511300432
グループホームかすみ草	東近江市中小路町658-1	株式会社ポルクス	東近江市五個荘竜田町512番地ネオ・ユニゾンⅢ201号	共同生活援助	令和5.8.1	2520500386
ソーシャルインクルー	栗東市上砥山	ソーシャルインクルー株式	東京都品川区南大井六丁目	共同生活援助	令和5.8.1	2521200101

ホーム栗東 上砥山	2093番地2	会社	25番3号			
ホームCO ME TR UE	野洲市行畑二 丁目17-17	株式会社AO YAMA	大津市大萱七 丁目17番11号	共同生活援助	令和5.8.1	2521300125

公 告

指定管理者公募公告

滋賀県立近江富士花緑公園について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和5年8月15日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立近江富士花緑公園(以下「花緑公園」という。)
- (2) 所在地 野洲市
- (3) 施設の設置の目的 県民に四季を通じて花と緑に親しむことができる場および森林を利用した保健休養の場を提供することにより、県民の緑化意識を高めるとともに、豊かな心の醸成および健康の増進を図る。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設および園地の維持管理に関する業務
- (2) 県民の緑化意識を高め、森林・林業に対する理解を深めるための行事の実施
- (3) 休憩・宿泊・研修等のための施設の提供
- (4) 使用に係る料金の収受に関する業務
- (5) その他花緑公園の管理運営に必要と認められる業務

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が花緑公園の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が花緑公園の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和5年9月19日(火)から令和5年9月29日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に郵送または持参すること。郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和5年9月29日(金)午後5時必着とする。
- (2) 受付場所 滋賀県琵琶湖環境部森林政策課やまの健康推進係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3918

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和5年8月15日(火)から令和5年9月29日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 現地説明会 令和5年9月8日(金)に花緑公園において現地説明会を行う。

8 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県営都市公園(湖岸緑地生川木戸川地区、和邇真野地区、堅田雄琴地区および北大津地区、春日山公園ならびに尾花川公園に限る。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和5年8月15日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県営都市公園(湖岸緑地生川木戸川地区、和邇真野地区、堅田雄琴地区および北大津地区、春日山公園ならびに尾花川公園に限る。以下「都市公園」という。)
- (2) 所在地 大津市木戸、大津市和邇南浜ほか、大津市衣川ほか、大津市下阪本ほか、大津市真野谷口町および大津市尾花川
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号。以下「条例」という。)第2条の規定による行為の許可に関する業務
 - (2) 条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止および制限に関する業務
 - (3) 条例第5条の2の規定による都市公園の利用の許可に関する業務
 - (4) 条例第9条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更に関する業務
 - (5) 都市公園の施設および設備の維持管理に関する業務
 - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定の基準
 - (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画の内容が都市公園の効用を最大限に発揮させるものであること。
 - (3) 事業計画の内容が都市公園の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- 5 申請の手続
 - (1) 受付期間および受付方法 令和5年9月28日(木)および令和5年9月29日(金)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
申請書類の提出は、持参または郵送とする。また、郵送の場合は、書留郵便で、令和5年9月29日(金)午後5時必着とする。なお、電子メールおよびFAXでの提出は認めない。
 - (2) 受付場所 滋賀県土木交通部都市計画課公園魅力向上推進室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館5階 電話 077-528-4281
- 6 募集要項の配布
 - (1) 配布期間 令和5年8月15日(火)から令和5年9月29日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (2) 配布場所 5(2)に示す場所
- 7 説明会 令和5年9月4日(月)午後2時から、滋賀県大津合同庁舎6階6D会議室(大津市松本一丁目2-1)において説明会を行う。
- 8 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県営都市公園(湖岸緑地山田新浜地区、志那地区、赤野井吉川地区および中主吉川地区に限る。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。
令和5年8月15日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県営都市公園(湖岸緑地山田新浜地区、志那地区、赤野井吉川地区および中主吉川地区に限る。以下「都市公園」という。)
- (2) 所在地 草津市北山田町ほか、草津市志那町ほか、守山市木浜町ほかおよび野洲市吉川
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号。以下「条例」という。)第2条の規定による行為の許可に関する業務
 - (2) 条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止および制限に関する業務
 - (3) 条例第5条の2の規定による都市公園の利用の許可に関する業務
 - (4) 条例第9条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更に関する業務
 - (5) 都市公園の施設および設備の維持管理に関する業務
 - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が都市公園の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が都市公園の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和5年9月28日(木)および令和5年9月29日(金)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

申請書類の提出は、持参または郵送とする。また、郵送の場合は、書留郵便で、令和5年9月29日(金)午後5時必着とする。なお、電子メールおよびFAXでの提出は認めない。

- (2) 受付場所 滋賀県土木交通部都市計画課公園魅力向上推進室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館5階 電話 077-528-4281

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和5年8月15日(火)から令和5年9月29日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 説明会 令和5年9月4日(月)午後2時から、滋賀県大津合同庁舎6階6D会議室(大津市松本一丁目2-1)において説明会を行う。

8 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県営都市公園(湖岸緑地能登川地区、新海薩摩地区、薩摩宇曾川地区、曾根沼地区、犬上川大藪地区、松原米川地区、長浜南浜地区および大浜安養寺地区に限る。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和5年8月15日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県営都市公園(湖岸緑地能登川地区、新海薩摩地区、薩摩宇曾川地区、曾根沼地区、犬上川大藪地区、松原米川地区、長浜南浜地区および大浜安養寺地区に限る。以下「都市公園」という。)
- (2) 所在地 東近江市栗見新田町ほか、彦根市新海町ほか、彦根市柳川ほか、彦根市三津屋町ほか、彦根市大藪町ほか、彦根市松原町ほか、長浜市鐘紡町ほかおよび長浜市大浜町ほか

2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号。以下「条例」という。)第2条の規定による行為の許可に関する業務
- (2) 条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止および制限に関する業務
- (3) 条例第5条の2の規定による都市公園の利用の許可に関する業務
- (4) 条例第9条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更に関する業務
- (5) 都市公園の施設および設備の維持管理に関する業務
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が都市公園の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が都市公園の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和5年9月28日(木)および令和5年9月29日(金)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

申請書類の提出は、持参または郵送とする。また、郵送の場合は、書留郵便で、令和5年9月29日(金)午後5

時必着とする。なお、電子メールおよびFAXでの提出は認めない。

(2) 受付場所 滋賀県土木交通部都市計画課公園魅力向上推進室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館5階 電話 077-528-4281

6 募集要項の配布

(1) 配布期間 令和5年8月15日(火)から令和5年9月29日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 説明会 令和5年9月4日(月)午後2時から、滋賀県大津合同庁舎6階6D会議室(大津市松本一丁目2-1)において説明会を行う。

8 その他 詳細は、募集要項による。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年8月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 大津市全域
- 3 作業の期間 令和5年6月12日から令和5年11月15日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、守山市長 森中 高史から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年8月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(数値地形図修正)
- 2 作業の地域 守山市全域
- 3 作業の期間 令和5年7月28日から令和6年1月31日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年8月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 犬上郡多賀町樋田
- 3 作業の期間 令和5年8月1日から令和5年11月30日まで

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和5年8月15日

滋賀県南部県税事務所長 池田 和之

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第9749567号	令和6.3.31	守山市矢島町1305 八幡一	令和5.7.29
農業	滋賀県	令和6.3.31	草津市下笠町1776	令和5.8.1

第0300178号

小寺達則

教育委員会教育長公告

指定管理者公募公告

滋賀県立長浜ドーム宿泊研修館について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和5年8月15日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立長浜ドーム宿泊研修館(以下「宿泊研修館」という。)
- (2) 所在地 長浜市田村町1411-1
- (3) 施設の設置の目的 長浜ドーム利用者等の宿泊利用とともに、青少年をはじめ広く県民文化の向上のための拠点として、また、湖北地域における青少年団体活動の拠点施設として活用されることを目的に設置する。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 宿泊研修館の施設および設備の提供に関する業務
- (2) 宿泊研修館の施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) 文化的行事の実施に関する業務
- (4) その他設置の目的を達成するために必要な業務

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 県民の公平な利用が確保されること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮させること。
- (3) 管理運営に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 施設の管理運営を安定して行う能力を有すること。
- (5) 災害その他緊急時の対応能力を有すること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和5年8月15日(火)から令和5年10月6日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に郵送または持参すること。なお、郵送の場合は、書留とし、令和5年10月6日(金)午後5時必着とする。
- (2) 受付場所 滋賀県教育委員会事務局生涯学習課生涯学習振興係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-4651

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和5年8月15日(火)から令和5年10月6日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 現地説明会 令和5年9月13日(水)に宿泊研修館において現地説明会を行う。

8 その他 詳細は、募集要項による。